

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	施設介護料収益			
	介護報酬収益			
	利用者負担金収益(公費)			
	利用者負担金収益(一般)			
	居宅介護料収益			
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	(利用者負担金収益)			
	介護負担金収益(公費)			
	介護負担金収益(一般)			
	介護予防負担金収益(公費)			
	介護予防負担金収益(一般)			
	地域密着型介護料収益			
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	(利用者負担金収益)			
	介護負担金収益(公費)			
	介護負担金収益(一般)			
	介護予防負担金収益(公費)			
	介護予防負担金収益(一般)			
	居宅介護支援介護料収益			
	居宅介護支援介護料収益			
	介護予防支援介護料収益			
	介護予防・日常生活支援総合事業収益			
	事業費収益			
	事業負担金収益(公費)			
	事業負担金収益(一般)			
	利用者等利用料収益			
	施設サービス利用料収益			
	居宅介護サービス利用料収益			
	地域密着型介護サービス利用料収益			
	食費収益(公費)			
	食費収益(一般)			
	食費収益(特定)			
	居住費収益(公費)			
	居住費収益(一般)			
	居住費収益(特定)			
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益			
	その他の利用料収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益(公費)			
補助金事業収益(一般)				
市町村特別事業収益(公費)				
市町村特別事業収益(一般)				
受託事業収益(公費)				
受託事業収益(一般)				
その他の事業収益				
(保険等査定減)				
老人福祉事業収益				
措置事業収益				
事務費収益				
事業費収益				
その他の利用料収益				
その他の事業収益				
運営事業収益				
管理費収益				
その他の利用料収益				
補助金事業収益(公費)				
補助金事業収益(一般)				
その他の事業収益				
その他の事業収益				
管理費収益				
その他の利用料収益				

その他の事業収益			
児童福祉事業収益			
措置費収益			
事務費収益			
事業費収益			
私的契約利用料収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益(公費)			
補助金事業収益(一般)			
受託事業収益(公費)			
受託事業収益(一般)			
その他の事業収益			
保育事業収益			
施設型給付費収益			
施設型給付費収益			
利用者負担金収益			
特例施設型給付費収益			
特例施設型給付費収益			
利用者負担金収益			
地域型保育給付費収益			
地域型保育給付費収益			
利用者負担金収益			
特例地域型保育給付費収益			
特例地域型保育給付費収益			
利用者負担金収益			
委託費収益			
利用者等利用料収益			
利用者等利用料収益(公費)			
利用者等利用料収益(一般)			
その他の利用料収益			
私的契約利用料収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益(公費)			
補助金事業収益(一般)			
受託事業収益(公費)			
受託事業収益(一般)			
その他の事業収益			
就労支援事業収益			
(何)事業収益			
障害福祉サービス等事業収益			
自立支援給付費収益			
介護給付費収益			
特例介護給付費収益			
訓練等給付費収益			
特例訓練等給付費収益			
地域相談支援給付費収益			
特例地域相談支援給付費収益			
計画相談支援給付費収益			
特例計画相談支援給付費収益			
障害児施設給付費収益			
障害児通所給付費収益			
特例障害児通所給付費収益			
障害児入所給付費収益			
障害児相談支援給付費収益			
特例障害児相談支援給付費収益			
利用者負担金収益			
補足給付費収益			
特定障害者特別給付費収益			
特例特定障害者特別給付費収益			
特定入所障害児食費等給付費収益			
特定費用収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益(公費)			
補助金事業収益(一般)			
受託事業収益(公費)			
受託事業収益(一般)			
その他の事業収益			
(保険等査定減)			
生活保護事業収益			
措置費収益			
事務費収益			

	事業費収益 授産事業収益 (何)事業収益 利用者負担金収益 その他の事業収益 補助金事業収益(公費) 補助金事業収益(一般) 受託事業収益(公費) 受託事業収益(一般) その他の事業収益 医療事業収益 入院診療収益(公費) 入院診療収益(一般) 室料差額収益 外来診療収益(公費) 外来診療収益(一般) 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益(公費) 訪問看護療養費収益(一般) 訪問看護利用料収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 その他の医療事業収益 補助金事業収益(公費) 補助金事業収益(一般) 受託事業収益(公費) 受託事業収益(一般) その他の医業収益 (保険等査定減) 退職共済事業収益 事務費収益 (何)事業収益 (何)事業収益 その他の事業収益 補助金事業収益(公費) 補助金事業収益(一般) 受託事業収益(公費) 受託事業収益(一般) その他の事業収益 (何)収益 (何)収益 経常経費寄附金収益 その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
費用	人件費 役員報酬 役員退職慰労金 役員退職慰労引当金繰入 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 事業費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費			

	保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 棚卸資産評価損 (何)費 雑費 事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 (何)費 雑費 就労支援事業費用 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高 就労支援事業販管費 授産事業費用 (何)事業費 退職共済事業費用 事務費 (何)費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 貸倒損失額 貸倒引当金繰入 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用			
	サービス活動費用計(2)			
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)			
サービス活	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益 有価証券評価益 有価証券売却益 基本財産評価益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 積立資産評価益 その他のサービス活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 退職共済事業管理資産評価益 退職共済預り金戻入額 雑収益			
収益				

動外増減の部		サービス活動外収益計(4)			
	費用	支払利息 社会福祉連携推進業務借入金支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 基本財産評価損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 積立資産評価損 その他のサービス活動外費用 利用者等外給食費 為替差損 退職共済事業管理資産評価損 退職共済預り金繰入額 雑損失			
			サービス活動外費用計(5)		
		サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)			
		経常増減差額(7) = (3) + (6)			
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 (何)受贈額 固定資産売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 (何)売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 貸倒引当金戻入益 徴収不能引当金戻入益			
			特別収益計(8)		
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失		△×××	△×××
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10) = (8) - (9)			
		当期活動増減差額(11) = (7) + (10)			
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)			
		当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)			
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15) (何)積立金取崩額			
		その他の積立金積立額(16) (何)積立金積立額			
		次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)			

※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。  
 ※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。  
 なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。